令和4年第3回大仙市教育委員会定例会議事録

令和4年第3回大仙市教育委員会定例会を令和4年3月25日(金)午後3時30分から大仙市役所大曲庁舎3階大会議室において開催した。

出席者

説明員

事務局長 築地 高 次長兼教育総務課長 田口広龍 次長兼施設管理課長 讃岐敬司 次長兼教育指導課長 高 橋 規 子 次長兼教育研究所長 浩 山信田 次長兼学校給食総合センター所長 佐 藤 正 道 生涯学習課長 大 沼 利 樹 総合図書館長 伊 藤 ひろみ 総合市民会館長 品 川雄喜 花館公民館長 登紀子 加 藤 神岡中央公民館長 渡邉一光 中仙公民館長 髙 橋 千 秋 協和公民館長 部 成 吾 阿 南外公民館長 佐藤マキ 村 智 子 仙北公民館長 竹 太田公民館長 草彅晶子

書記

教育総務課参事 佐藤 到

付議案件

- (1)議案第11号 大仙市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定 について(教育総務課)
- (2)議案第12号 大仙市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定 について (教育指導課)
- (3)議案第13号 大仙市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について(生涯学習課)
- (4)議案第14号 大仙市立小中学校事務共同実施組織運営規則の一部を改正 する訓令の制定について(教育指導課)
- (5)議案第15号 大仙市学校教職員安全衛生管理規程の制定について (教育指導課)
- (6) 議案第16号 教育アドバイザーの任命について(教育指導課)
- (7)議案第17号 教育アドバイザーの任命について(教育指導課)
- (8)議案第18号 大仙市教育委員会職員の処分について(教育総務課)

皆様、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。 本日は、全員御出席です。書記に、佐藤参事を指名します。

ただいまから、令和4年、第3回大仙市教育委員会定例会を開催いたします。 前回定例会の議事録は、ただいま、委員の皆様からの署名をもって、承認して いただきました。

本日の議事及び進行について、私から最初に提案申し上げます。

議案第18号「大仙市教育委員会職員の処分について」につきましては、これまで関係者のみが出席する臨時会において、秘密会で御審議いただいておりましたので、今回の定例会においてもこの案件に限り秘密会にしたいと思います。それに伴い、教育長報告の後、議案第11号から第17号までを御審議いただきまして、その次に次第の5番その他に入らせていただきたいと思います。その他終了後、秘密会として議案第18号について御審議いただくということで、会議をスムーズに進めさせていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

各委員(異議なし)

伊藤教育長

ありがとうございます。そのように進めさせていただきますので、御了承願います。

それでは、本日の内容に入っていきます。

今年度最後の定例教育委員会となりました。

連日、新型コロナウイルス感染症の陽性者の発表が続いており、様々な事業は 延期や中止の対応を迫られておりますが、各学校での卒業式等節目の行事については、感染予防対策を徹底しながら実施しております。また、子供たちの健や かな成長を考え、スポーツ少年団活動や部活動については、校内での活動に限る など一定の制限のもとではありますが、3月19日から活動を再開しておりま すし、公民館等の利用についても制限を緩めるなど、少しずつではありますが、 日常生活を取り戻しつつあります。

一方、年度末を迎え、学校をはじめ教育委員会の業務について、1年間のまとめと次年度への準備の時期を迎えております。人事異動はあるものの、今年度の成果と課題をしっかりと次年度に引き継ぎ、新たな組織づくり、体制固めに努めてまいります。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

学校教育関係では、各学校で卒業式が行われました。新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底はもとより、学校規模や会場の広さを踏まえて来賓等の人数を制限した上で、様々な工夫のもとで卒業式を実施しております。資料にあり

ますとおり、1校のみコロナの影響で卒業式を延期しておりますが、3月27日の実施に向けて準備を進めております。入学式についても、心配な状況が続きますが、子供たちや保護者の気持ちに寄り添い思い出深い式となるよう努めてまいります。各学校は、3月18日に修了式を行い、4月4日までの春季休業となります。

社会教育等につきましては、この後の課長報告に代えさせていただきます。

児童生徒の安全・安心面では、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、資料の学校が臨時休業等の措置をしております。アンダーラインの学校が臨時休業を含む措置を、その他の学校は学級閉鎖や学年閉鎖をしております。また、地域の感染状況を踏まえ、高校入試の一般選抜試験までの数日間、3年生を午前日課とした中学校が2校ありました。春季休業に入りましたが、児童生徒の陽性の連絡が入っている学校もあります。新学期や入学式への影響を心配しているところであります。

その他として、今回の市議会での教育委員会関係の一般質問答弁を資料ナン バー1として配付しておりますので、後ほど御覧ください。

最後になりますが、今年度1年間、様々な視点から貴重な御意見や御支援を賜りました教育委員の皆様、そして教育施策推進に御尽力いただきました委員会職員の皆様に深く感謝申し上げます。本当に、ありがとうございました。以上で、私からの報告を終わります。

次に、各課・所・館から行事・事務事業報告をしていただきます。

まず、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

はい。それでは資料2ページを御覧ください。教育総務課は2項目です。

1項目目の市議会定例会が無事終了しております。教育委員会関係の条例案、 予算案とも、無事全部可決していただきました。教育総務課は以上です。

伊藤教育長

次に、施設管理課長、お願いします。

施設管理課長

施設管理課からは、工事関係でありますが、サンクエスト大曲の体育室屋根改修工事が完成しました。この工事は、コロナ禍の中で材料調達が難しくなり工期を延長しましたが、今月31日に契約検査課の工事検査を受けて完了となります。この工事を最後に、今年度予定の教育施設に係る営繕工事は全て終了することとなります。以上です。

伊藤教育長

次に、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長

教育指導課は、記載の8項目を挙げております。

中学校においては、高校入試関係の事項が多くなっております。

3項目、小学校卒業式については、先ほど教育長報告にありましたとおり協和 小学校が延期となりまして、3月27日に挙行する予定であります。以上です。

伊藤教育長

次に、学校給食総合センター所長、お願いします。

学校給食総合センター所長

学校給食総合センターは、1項目です。

仙北学校給食センターの栄養士、市の会計年度職員ですが、産休代替職員の採用面接試験を3月9日に実施いたしました。1人応募しており、4月1日から採用予定であります。9月30日までの雇用期間であります。以上です。

伊藤教育長

次に、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の行事は、記載の1項目のとおりでございます。

3月15日、大綱交流館で開催予定でありました仙北地域公民館連合会第4回理事会については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、書面開催に変更しております。生涯学習課からは以上でございます。

伊藤教育長

次に、総合図書館長、お願いします。

総合図書館長

総合図書館ですが、3月12日に開催を予定しておりましたおはなし会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大のために中止としております。以上です。

伊藤教育長

次に、総合市民会館長、お願いします。

総合市民会館長

総合市民会館は、2項目挙げております。

1番の BIGIN のコンサートにつきましては、7月2日土曜日に延期公演となりました。先行発売も再開始しております。以上です。

次に、花館公民館長、お願いします。

花館公民館長

花館公民館からは、5項目挙げております。

2番の花館小学校6年生サケの稚魚放流式について、サケの3部構成のラストを飾る放流式ですが、管内での新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、花館小学校長からの要請もありやむを得ず中止となりました。放流につきましては、雄物川サケ増殖漁業生産組合の方々から実施していただいております。以上です。

伊藤教育長

次に、神岡中央公民館長、お願いします。

神岡中央公民館長

3ページをお願いいたします。神岡中央公民館は、3項目記載しております。

1番の嶽友大学ですが、例年であれば、最終講座が終わった後、7つの講座の 方々の懇親の場を設けておりましたが、コロナ感染症拡大防止のため、今年で3 回連続中止となっております。コロナが早く収束し、例年どおり事業ができるよ うになればと思っております。以上です。

伊藤教育長

次に、大綱交流館長、お願いします。

生涯学習課長

大綱交流館長が所要により欠席しておりますので、私が代わって御報告させていただきます。

大綱交流館は、記載の1項目のとおりでございます。以上です。

伊藤教育長

次に、中仙公民館長、お願いします。

中仙公民館長

中仙公民館では、5項目挙げております。

2番の中仙公民館分館長会議ですが、この会議は年6回開催しており、今回が 今年度最後の会議となりました。議題としましては、新年度の予算について、事 業結果について、となっております。以上です。

次に、協和公民館長、お願いします。

協和公民館長

協和公民館からは、7項目挙げております。

6項目目と7項目目は中止となっております。また、このほかに4月10日に JBAダンスコンクールがありましたが、人数が多過ぎるということで中止と なっております。以上です。

伊藤教育長

次に、南外公民館長、お願いします。

南外公民館長

南外公民館は、2項目挙げており、詳細は記載のとおりですが、1番のなんがいキッズ・アドベンチャーは、春休みの小学生を対象とした体験活動ですが、コロナウイルス感染防止のため中止としております。また、資料には記載しておりませんが、23日に南外地域の桜まつりの開催について実行委員会が開かれ、夜間のライトアップのみ実施することを決定しております。以上です。

伊藤教育長

次に、仙北公民館長、お願いします。

仙北公民館長

仙北公民館は、3項目挙げております。

2つ目の暮らしの達人講座は、人気の講座のため振替開催を設定しましたが、 感染が拡大しているため残念ながら中止としております。以上です。

伊藤教育長

最後に、太田公民館長、お願いします。

太田公民館長

太田公民館は、3項目挙げております。

1番の第6回山登り教室ですが、23人の出席がありました。内容は、座学として、安全対策のために準備すべきことや山で起こりやすいけがや体調不良についての学習、また、実施に三角巾やテーピングを使用した応急処置の方法などを学びました。

2番の太田の火まつり実行委員会について、2月5日に太田の火まつりを開催しましたが、その決算報告等を行いました。以上です。

はい。ありがとうございました。やはり各公民館とも中止となった行事、事業 が多くあったようです。

以上、各課・所・館から行事・事務事業報告をしていただきました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

工藤委員

まず、協和小の卒業式が27日ということで、私の子も在学しているため、非常に御迷惑をおかけして申し訳なく思っているところです。順調に27日に終わっていただければいいと思っておりますし、その午後からは修了式も計画されていると思います。29日に先生たちの離任式も控えており大変だとは思いますが、どうか頑張っていただきたいと思っております。

1つお聞きします。子供たちが関わる公民館事業が中止となった場合、ふるさと博士の認定と絡んでくると思いますが、今年度は認定が減ったということなどはあるものでしょうか。

教育指導課長

例年であれば、工藤委員のところにお願いしております農業体験デーや、例年であれば長期休み中に企業体験デーなども行っていました。今年度は、野外での事業は行えていますが、施設の中の見学など密閉された空間で行うような体験の場については、コロナ流行前に比べ格段に少なくなっております。今年度の最終的な認定数はまだ集計しておりませんが、やや少なめかと予測しております。ただ、子供たちの意欲が低下してきているということではありませんので、学校でも可能な体験活動については、その時の感染状況を踏まえてできるだけ実施する方向で行ってきております。教育委員会でも、コロナが収束して元どおりに実施できるようになることを願っていますし、子供たちの意欲が損なわれないよう、せめて維持されるよう、学校をフォローしていきたいと考えております。

工藤委員

いろんな会議で、「前のようには戻らない」という話がよく出るので、難しい とは思いますが、何か新しい形や仕組みを見つけられれば、といつも思っていま す。ありがとうございます。

伊藤教育長

各学校が苦労して取り組んでおり、特にオンラインでの実施ができるようになってきております。ALTが来られないということを受けて始まっていることもあります。そのことについて、教育指導課長お願いします。

教育指導課長

はい。子供たちにとって生の英語に触れられる絶好のコミュニケーションとしてALTの授業は非常に期待しているところですが、実際、ALTが入国できないことがありますので、来る予定のALTとオンラインでつながり、やり取りを行っている中学校もあります。

また、大学等ではかなりオンライン学習が進んでおり、例えば実習の多い学部においては、オンラインを使って企業体験のようなことも行っているようですので、もしコロナの状況が長引くようであれば、対応していただける企業でオンライン体験の実施ということも今後考えられるかと話し合っております。

伊藤教育長

いろいろ工夫して進めていることを御理解いただければと思います。ほかにございませんか。

髙見委員

神岡小学校の卒業式に参加させていただきました。不登校で卒業式に参加できないお子さんのうち、一人は保健室までは来られるけれども会場には来られないということで、保健室と会場をオンラインでつなげていました。また、自宅と会場をオンラインでつなげているケースもあるとの説明を受け、このような活用の仕方も出てきていることを知り、今後、使い方を考える良い材料として、皆がつながる良い使い方であるという感想を持ちました。

また、コロナ禍によって、目に見える形では、ふるさと博士などの行事ができなくなったという面はあっても、目に見えない形では、子供たち自らが周りへの配慮や地域への感謝の気持ち、卒業式での声を発しない呼びかけの工夫などを学んでおり、子供たちの中ではしっかりと教育の根が張られ、ちゃんと育っているのではないかと感じました。

伊藤教育長

各学校では本当にいろいろと工夫しながら取り組んでおりますので、そういった情報共有もしながら子供たちを育てていきたいと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんか。

伊藤委員

先ほどALTの方がこちらに来られないのでオンラインでというお話がありましたが、逆に、戻れないため継続して勤務している方もいるということですので、その影響等について教えてください。

教育指導課長

帰国希望をしていて、現在それがかなわずにまだいるという方はおりません。 やや帰る時期が遅れたということはありますが、皆さん無事帰国しております。

伊藤委員

ありがとうございます。

伊藤教育長

ほかにはいかがでしょうか。

各委員 (なし)

伊藤教育長

それでは、これで教育長報告を終わらせていただきます。

次に、付議案件に入ります。

議案第11号「大仙市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長

それでは、議案第11号「大仙市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、御説明いたします。資料は、5ページから7ページまでとなります。

本案は、先の3月の市議会定例会において、教育委員会が所管する公の施設の条例において、使用料や利用料金に関する規定の中で「市長」と規定すべきところを「教育委員会」と規定している公民館条例など5本の条例の改正条例案が可決、成立したことに伴い、それらの条例にぶら下がっている規則の規定の整備を行うものです。規則案は、5本の規則を条建てにより、まとめて1本の規則で改正する方式をとっております。

説明は新旧対照表で行いますので、資料ナンバー2を御覧いただきたいと思います。

1ページになります。「大仙市公民館条例施行規則」の一部改正になります。 左側が現在の規定で、右側が改正案になります。朱書の部分が改正箇所になりま す。

「利用料金の承認の申請」について規定した第11条の改正になりますが、記載のとおり条文の「教育委員会」を「市長」に改めます。

次に、2ページを御覧ください。「大仙市刈和野地区コミュニティセンター管理運営規則」の一部改正になります。これも全く同様の改正になります。

次に、3ページを御覧ください。「大仙市協和多目的交流施設管理運営規則」 の一部改正になります。「使用料の減免」について規定した第7条第5号の改正 になりますが、教育長が減額の割合を決めることはできないことから、「教育長」 を「市長」に改めます。

また、「設備等の破損の処理」について規定した第11条第2項、それから、「利用料金の承認の申請」について規定した第14条の改正になりますが、記載のとおり条文の「教育委員会」を「市長」に改めます。

次に、4ページを御覧ください。「大仙市生涯学習センター管理運営規則」の一部改正になります。この規則に「利用料金の承認の申請」に関する規定がなかったことから、第10条を11条に繰り下げた上で、第10条として、新たに規定を設けるものです。

最後に、5ページを御覧ください。「大仙市八乙女交流センター条例施行規則」の一部改正になります。「利用料金の承認の申請」について規定した第15条の改正になりますが、同様に条文の「教育委員会」を「市長」に改めるものです。 施行日は、公布の日としております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょ うか。

各委員(なし)

伊藤教育長

よろしいでしょうか。それでは、本案は原案のとおり改正することに御異議ございませんか。

各委員(異議なし)

伊藤教育長

それでは、御異議なしと認め、本案は原案のとおり改正することとします。 次に、議案第12号「大仙市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制 定について」を議題といたします。教育指導課長、説明をお願いします。

教育指導課長

それでは、議案第12号について御説明申し上げます。会議資料は、8ページから10ページまでとなります。

本市では、一般財団法人自治体国際化協会のJETプログラム事業を活用し、 外国語指導助手や国際交流員を任用しておりますが、任用条件を定めた規則や 規程については、当協会が示した任用規則案を参考に定めているところです。今 般、人事院規則15の15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部改正を受け て、会計年度職員の出産・育児に係る休暇の新設及び有給化のため、任用規則案 に変更があったことから本規則との整合性を図る必要があるため所要の改正を 行うものであります。

資料ナンバー2の新旧対照表で御説明いたします。6ページを御覧ください。 改正内容についてですが、14条1項及び3項の改正については、令和2年度 の改正の際に記載漏れがあったもので、今回条文の整理を行うものです。

第5条4項において、当協会の斡旋によらない外国青年を任用する際の任用 期間を定めていたところですが、年次有給休暇の取得について、当協会の斡旋に よる外国青年と同様の扱いとするため、字句を追加いたしました。なお、この改 正漏れに伴う問題はございませんでした。

次に、7ページを御覧ください。これは、第16条特別休暇について定めたものです。人事院規則の改正に伴い、出産・育児に係る休暇の新設及び有給化について条文を追加しております。

第1項第5号は、外国青年が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当と認められる場合に取得することができる休暇を新設したものです。任用期間中において5日、当該通院等が体外受精その他の不妊治療に係るものである場合は、10日の範囲内での取得が可能となります。

第8号は、外国青年が妻の出産に伴う入院等の付き添いのため勤務しないことが相応と認められる場合に取得することができる休暇を新設したものです。 妻の出産に係る入院等の日から出産後2週間を経過する日までの期間内において、2日の範囲内での取得が可能となります。

第9号は、外国青年が妻の産前、産後休暇期間中に、出産に係る子や小学校就 学前の子を養育するために取得することができる休暇を新設したものです。所 定の期間内において、5日の範囲内での取得が可能となります。

第10号は、育児参加のための休暇について、男子の外国青年に係る条文を追加したものです。当該休暇は、外国青年が生後1年に達しない子の育児を行うとき、1日2回それぞれ30分以内の期間で取得できるものでありますが、男子の外国青年が妻と同日に当該休暇を取得する場合、二人の合計の休暇期間が1日60分を超えないことを定めた条文を追加しております。

次に、8ページを御覧ください。第12号は、女子の外国青年が母子保護法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められるときに取得できる休暇を新設したもので、必要と認められる期間での取得が可能となります。

第14号は、外国青年が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められるときに取得できる休暇を新設したものです。本市ではリフレッシュ休暇として市職員や会計年度任用職員に付与されているものであります。任用期間中において、3日の範囲内での取得が可能となります。同条の第2項は、条文の追加に伴い文言整理を行うものです。新設した条文についての文言を追加したほか、産前休暇及び産後休暇の有給化に伴い、第6

号、第7号の特別休暇について有給とすることとしております。

次に、9ページを御覧ください。第29条第2項第1号になりますが、これも条文の追加に伴い文言整理を行うものです。

第33条第1項及び第2項になりますが、これも条文の追加に伴い文言整理 を行うものです。施行日は、令和4年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいま説明がありました。招致外国青年とは、いわゆるALTということになります。委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

中島委員

青年について、年齢などの定義はあるのでしょうか。若者でなければいけないなどということはありますか。

教育指導課長

この表現は、JETプログラムの規程を参考にして作っておりまして、青年の 規定について特に意識したことはありませんでした。現在の状況について詳し く確認しておらず即答できませんが、以前私が担当していた頃は、年齢制限とし て大学卒業後から42歳までとしていました。

伊藤教育長

派遣元の表現をそのまま倣って使っているということです。休暇制度が充実したといいますか、整えられたということになります。

中島委員

ありがとうございました。

伊藤教育長

ほかにございませんか。

各委員 (なし)

伊藤教育長

よろしいでしょうか。それでは、本案は原案のとおり改正することに御異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

それでは、御異議なしと認め、本案は、原案のとおり改正することとします。 次に、議案第13号「大仙市学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」を議題といたします。生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、議案第13号について御説明申し上げます。会議資料は、11ページから15ページまでとなります。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する 学校運営協議会に関し必要な事項を定めるものであります。前回の令和4年第 2回定例会において、学校運営協議会いわゆるコミュニティスクールの内容に ついて御説明申し上げておりますが、令和4年度からは、社会に開かれた教育課 程の実現に向け、太田地域をモデル地域として、三つの小学校と一つの中学校に 学校運営協議会を導入することにより規則を制定するものであります。

それでは、規則の内容について御説明申し上げます。12ページをお願いいた します。

第1条では、先ほど申し上げました趣旨、第2条では、学校運営協議会の設置等の内容を記載しております。第3条では、委員の任命で、協議会の委員は15人以内とし、二つ以上の学校で一つの協議会を設置する場合は20人以内と定め、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命いたします。

13ページをお願いいたします。第6条では、委員の任期を挙げており、任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとしております。

14ページの第11条では会議の内容を記載しており、会議は会長が招集し、 会長がその議長を務めることになりますが、全委員の選任又は改選後の最初の 会議については、教育長が招集することになります。

第12条の基本的な方針の承認ですが、対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成して会議に諮り、承認を得るものとします。

第15条、運営への促進等について、協議会は、地域住民に対し、協議会の活動状況に関する情報を積極的に提供し、地域住民等の意見及び要望を把握し、その運営に反映させるよう努めなければならないとしております。また、協議会は、毎年度終了後、速やかに教育委員会に対し、協議会の運営状況を報告することとしております。

第16条の事務局につきましては、対象学校内に置きます。

最後に、第17条では、この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し 必要な事項は、教育長が別に定めることとしております。

施行期日は、令和4年4月1日からとしております。また、本規則の制定に伴い、附則の2項に記載しております大仙市立小中学校管理規則の一部の改正も行うものであります。内容については、別紙資料2、新旧対照表の11ページを

御覧ください。そちらで御説明いたします。第35条、学校評議員、第1項中の現行の「学校に」を、改正後の「学校(学校運営協議が設置されているものを除く。)に」に改めるものであります。

学校運営協議会の設置につきましては、令和5年以降も、モデル地域の太田地域の検証を図りながら、段階的な設置を推進し、順次市内の全小中学校への導入を目指していくこととしております。

以上、御説明いたしましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょ うか。

規則の制定をもって、コミュニティスクールへの第一歩が始まるということ になります。

各委員(なし)

伊藤教育長

よろしいでしょうか。それでは、本案は原案のとおり制定することに御異議ございませんか。

各委員(異議なし)

伊藤教育長

それでは、異議なしと認め、本案は原案のとおり制定することとします。

こちらについては、来年度、進捗状況等について、機会を捉えてお伝えしてまいりたいと思います。

次に、議案第14号「大仙市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。教育指導課長から説明をお願いします。

教育指導課長

議案第14号について御説明申し上げます。

会議資料の、16、17ページを御覧願います。

各学校の事務職員は、地域ごとのグループで研修等を実施し、情報共有しながら学校事務を進めておりますが、グループの統括及び連絡調整を行う統括責任者の役割に、他の学校事務職員に対する指導及び助言を追加するため一部改正するものです。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお

願い申し上げます。

伊藤教育長

各学校では事務職員が一人のため、やはりチェック等が必要ということで、何校かでグループを組むような組織を作っております。それがこの共同実施というグループになりまして、グループにはリーダーが在り、お互いにチェックしながらも更にリーダーが指導、支援していくといった体制をとっております。その中の条文にこの文言を加えるということであります。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょ うか。

各委員 (なし)

伊藤教育長

よろしいでしょうか。本案は原案のとおり改正することに御異議ございませんか。

各委員(異議なし)

伊藤教育長

それでは、異議なしと認め、本案は原案のとおり改正することとします。 次に、議案第15号「大仙市学校教職員安全衛生管理規程の制定について」を 議題といたします。教育指導課長から説明をお願いします。

教育指導課長

議案第15号について御説明申し上げます。資料は、18ページから20ページまでを御覧ください。

これは、大仙市立小学校及び中学校に勤務する教職員の安全と健康を確保し、 快適な職場環境づくりを促進するために、大仙市学校教職員安全衛生管理規程 を定めることとしたものです。

資料ナンバー3を御覧ください。これは、規程で示した安全衛生管理体制を図式化したものです。大仙市立の学校30校を一つの事業場と捉え、総括管理する総括安全衛生管理者を置き、学校教職員衛生委員会として組織したものです。

説明は以上となります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

伊藤教育長

イメージでは、資料ナンバー3の下の赤枠の部分になりますが、これまで学校では、学校規模にもよりますが、各学校で衛生委員会等を開催することになって

いましたが、やはり市全体の状況を確認して進めなければいけないということで、学校教職員衛生委員会を教育委員会として置くということであります。御存じのとおり、教員には基本的に時間外手当が付きませんので、働き方改革、業務改善が大きな流れとなっていますので、市としても全ての学校をきちんと統括して進めるため、この委員会を置きたいというものであります。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょ うか。

工藤委員

衛生委員会を置くことによって把握した上で、何らか管理者から指導等がされるのでしょうか。

教育指導課長

業務改善については非常に話題に挙がるところでして、毎年冬休みの時期に、各学校の教務主任や学校長、中体連や吹奏楽連盟などの団体の代表者に集まっていただき、小中学校における超過勤務や部活動等の実態について課題を出していただいているところです。課題について全員で共有し、改善の方策や方向性を打ち出していくことについて、教育委員会は推進していかなければいけない立場であると考えております。実際に改善を行うのは学校になりますので、その方策などを委員会の中で協議していくことになると思います。

伊藤教育長

今までは、どちらかと言えば各関係者の意見を聞く、意見交換をするということを行い、それを受けて教育委員会としていろいろな業務改善の施策を行っていたのですが、これからは、衛生委員会として根拠を持たせて位置付け、正式な場として設けるということになります。したがって、学校の状況も正式に把握しますし、当然、学校としてもしっかり取り組むことになります。今までやってきたことに根拠を持たせて、ますます充実した業務改善を進めたいという意図を持っての衛生委員会の設置であります。

工藤委員

ありがとうございます。結構な人数になりますよね。そうでもありませんか。

教育指導課長

組織のメンバーは、校長全てが入るわけではなく、代表者で構成することを考えております。データは各校から提出いただきますが、委員会には代表者に参加いただくものとしてイメージしております。

やはり、実際に動いてみなければ分からない部分が大きいと思っております。 例えばですが、校長会の代表者ですとか、ある程度限られた人数でも状況把握は しっかり行うという会を目指しておりますので、大人数にはならない予定です。 来年度、衛生委員会を行った後は、皆様に御報告したいと思っております。市 としてしっかり取り組むといった決意表明でもあると思っております。

工藤委員

分かりました。ありがとうございます。

伊藤教育長

ほかにございませんか。

各委員(なし)

よろしいでしょうか。本案は原案のとおり制定することに御異議ございませんか。

各委員 (異議なし)

伊藤教育長

それでは、御異議なしと認め、本案は、原案のとおり制定することとします。 次に、議案第16号と議案第17号につきましては、一括しての審議をお願い いたします。議案第16号及び議案第17号の「教育アドバイザーの任命につい て」を議題といたします。両案について、教育指導課長、説明をお願いします。

教育指導課長

議案第16号と17号を一括して御説明申し上げます。会議資料は、21、22ページ、また、教育委員の皆様には経歴書をお渡ししておりますので、そちらも御参照ください。

佐藤厚子アドバイザーについては、令和3年度に引き続き再任ということに なります。

嵯峨康弘アドバイザーについては、令和3年度まで教育アドバイザーを務めていただいた小笠原晃氏が任期満了となったため、小笠原氏に代わり新規に採用しようとするものであります。

はじめに、佐藤氏について、経歴書のとおり、平成16年4月から4校の小学校の教頭を歴任し、平成25年から清水小学校長、大仙市教育研究所長、花館小学校長を歴任、令和2年3月に定年退職後、同年4月から現職として御尽力いただいております。佐藤氏の主な業務としましては、特別支援教育の具体的な支援

策の継続的な相談とその実践、指導者及び支援員との面談、支援員に対する助言等をしていただくことになります。任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

続きまして、嵯峨氏について、経歴書にありますとおり、南教育事務所仙北出張所副主幹、桧木内小学校長、秋田県総合教育センター主幹、南教育事務所仙北出張所長、生保内中学校長、大曲中学校長を歴任して、今年度3月31日をもって定年退職の予定です。嵯峨氏の主な業務は、学校における大仙教育メソッドの進捗状況とその連携に関しての指導助言、教職員の状況把握、経営全般に関してのアドバイスであります。任期は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

説明は以上ですが、よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し 上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。 お二人は、特別支援を中心に、あるいは学校経営を中心に、それぞれのお立場 と視点で学校訪問をしていただく予定であります。

各委員 (なし)

伊藤教育長

よろしいでしょうか。両案は原案のとおり任命することに御異議ございませんか。

各委員(異議なし)

伊藤教育長

それでは、異議なしと認め、両案は原案のとおり任命することとします。

ここで、冒頭に御承認いただきましたとおり、議案第18号は後ほど、御審議 いただくことといたしまして、次第の5番、その他に入らせていただきます。

「令和3年度秋田県学習状況調査」について、また、「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について、教育研究所から報告いたします。教育研究所長、お願いします。

教育研究所長

それでは、御説明いたします。お手元の資料ナンバー4を御覧ください。 はじめに、令和3年12月に実施された秋田県学習状況調査について、概要を 御説明します。

例年同様「教科に関する調査」と「学習の意欲等に関する質問紙による調査」

が行われました。教科に関する調査の秋田県平均との比較では、小学4年生は同程度、小学6年生と中学2年生は、県平均を上回っている状況です。一方で、小学5年生と中学1年生は、県平均を下回っている状況にあり、この傾向は、昨年度に引き続いている状況です。教科ごとの分析では、小学6年、中学1・2年の社会が県平均を上回っており、特に中学2年生では、10ポイント近く上回っている状況にあります。一方で課題として、算数・数学が中学2年生を除いて全ての学年で県平均を下回っており、また、中学の英語が1・2年生ともに県平均を下回っているという状況になっております。

各学校では、自校の成果と課題を分析するとともに、市教委でも2月の校長会で分析結果を示し、年度内の回復を図ってきたところであります。

裏面を御覧願います。学習意欲等に関する質問紙調査については、「各教科の勉強が好きかどうか」について結果をお示ししております。教科の調査で課題となっている算数・数学及び中学の英語については、「教科の勉強が好きだ」の設問に対して否定的な児童生徒の割合が全ての学年で20%を超えています。

今年度本格導入となったタブレット端末の活用や、令和4年度に国の事業として小学5年生以上の全ての児童生徒に配付される外国語デジタル教科書を効果的に活用し、「分かる授業・楽しい授業」を展開することにより、「算数・数学や外国語の勉強が好きだ」と回答する児童生徒の割合を高めていきたいと考えています。

次に、体力や運動能力に関する調査につきまして、概要を御説明いたします。 資料ナンバー5を御覧ください。

この調査は、小学1年生から中学3年生まで、全ての学年で実施しておりますが、小学5年生と中学2年生について、全国集計をしているものになります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されておりませんでしたが、令和3年度は実施しております。

体力と運動能力については、ほとんどの種目において全国や県の平均を上回っており、良好な状況にあります。体格についても、身長・体重ともに全国平均を上回っております。やや気になる点として、表面の下の方に赤い丸で示しておりますが、小学生男子の肥満傾向について、正常の割合が全国や県よりも低く、肥満傾向児の割合が多いことが気になるところであります。

各学校では、体育の授業でタブレットを活用して自分の動きを客観的に見るなどして、意欲を高める取組も見られておりますし、コロナ禍ではありますが、感染防止対策を十分に行った上で、運動量の確保や意欲を高める工夫に努めているところです。また、食習慣・生活習慣確立のために継続的な取組を行っているところであります。

以上、御報告いたします。ありがとうございました。

伊藤教育長

ただいまの報告について、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

伊藤委員

説明にありましたように、社会の成績が良いようですが、良い原因について分析したりされているものでしょうか。といいますのも、理由が明確にあるとすれば、成績が悪い教科についても理由が見つかると思います。

教育研究所長

分析はしておりませんが、学校訪問で回った際に、中学の社会の学習については、資料の活用やタブレットの活用等、非常に工夫した取組が見られたと思います。特に中学校の教科指導について、社会科の取組をじっくりと分析しながら、他の教科につなげていける部分があるのではないかと考えているところです。

伊藤委員

タブレットや資料を活用しているということですが、今後、タブレット等をいかに効果的に活用するかが重要だと思いますので、期待しております。

伊藤教育長

社会科について、子供たちの声の中にも具体的なヒントがあるかもしれませんので、引き続き分析をお願いします。

ほかにございませんか。

風登委員

県の学習調査は、かなりの期間実施してきていますが、いつも気になるのは、統計学上、この調査が正規分布を成し、標準偏差が求められていて、その上でこれは心配しなければいけないだとか、これは誤差の範囲だなどと把握できているものでしょうか。例えば、中学1年生の英語は県平均を1ポイント下回っていることについて、これは問題であるとか、若しくは、1%は誤差の範囲内なので気にしなくて良いなどのコメントがむしろ大事なのだと思います。以前から教育委員として気になっていました。平均正答率だけに着目して何ポイント下回っているというお話ではなく、信頼度の高い統計分析なのかどうかが問題だと思いますので、市教委が問題を把握できるような分析を行った上で、本市では大変な状況だとか、良い状況にあるなどの説明を私たちは聞きたいのです。そういうところを、事務局ではしっかり押さえているのでしょうか。

教育研究所長

県の設定通過率があり、設問ごとの達している、達していないという分析等は 行っておりますが、やはり平均正答率の上下という結果にとどまっているとこ ろもありますので、風登委員のおっしゃるような分析も、この後していかなけれ ばいけないと思った次第であります。

ワンペーパーにまとめると、どうしてもこのような分かりやすいものになってしまっていることを改めて思ったところです。ただ、設定通過率が設問ごとにありますので、それに対して上なのか下なのかという見方は、細かい分析になりますが可能かと思います。このペーパー自体はこれとして、もう少し他の視点からも分析できるように、県や他市町村のものも見ながら研究させていただければと思います。ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょうか。

各委員 (なし)

伊藤教育長

よろしいでしょうか。

次に、来月、各学校で入学式が行われますが、このことについて、教育総務課 長からお願いします。

教育総務課長

資料ナンバー6を御覧ください。教育委員会の入学式出席者について、このように割り振らせていただきました。お忙しい中恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

定期人事異動により替わられる職員の方におかれましては、後任の方への引継ぎを確実にお願いしたいと思います。もし、御都合が急に悪くなどなった場合には、教育総務課の佐藤参事か私まで御連絡をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

伊藤教育長

例年のことではありますが、教育委員の皆様、よろしくお願いいたします。 それから、教育委員会の職員が出席するところもございますので、引継ぎ等があ る場合は、この点もよろしくお願いします。

このことについて、何か委員の皆様からございますか。

各委員(なし)

伊藤教育長

まず一番は、入学式ができること、コロナに負けないことだと思いますが、 よろしくお願いいたします。

では、その他のことについて、この機会に委員の皆様から何かございませんでしょうか。

各委員(なし)

伊藤教育長

よろしいでしょうか。

最後に、今年度末をもちまして教育委員会職員4名が退職することとなって おります。また、定例会メンバーも何名か異動となっておりますので、御紹介し たいと思います。教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

それでは私から紹介させていただきます。お手元の、資料ナンバー7を御覧ください。

退職者につきましては、一番上の表の4名ということになります。定例会のメンバーではございませんので、委員の皆様は御存じないかもしれませんが、御紹介しておきたいと思います。一番上の小野地さんを除きましては、3人はそのまま再任用という形で勤務されるそうです。

次に、真ん中の転出の欄になります。まず、教育指導課の高橋課長が、仙北中 学校の校長として異動されます。一言お願いいたします。

教育指導課長

大変お世話になりました。ありがとうございました。

教育総務課長

続きまして、教育研究所の山信田所長が、西仙北小学校の校長として異動されます。

教育研究所長

短い間でしたが、ありがとうございました。お世話になりました。

教育総務課長

続きまして、生涯学習課の大沼課長が、西仙北支所長として御栄転となります。

生涯学習課長

3年間、生涯学習課で勤務しておりました。皆様にはいろいろとお世話になりました。ありがとうございます。

教育総務課長

続きまして、花館公民館の加藤館長が、協和支所の市民サービス課長として転出されます。

花館公民館長

2年間でしたけれども、皆様には大変お世話になりました。今までありがとう ございました。

教育総務課長

それから、神岡中央公民館の渡邉館長が、神岡支所の農林建設課長として転出されます。

神岡中央公民館長

2年間ですけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。同 じ神岡地域内におりますので、公民館事業等で御協力できることがあれば、これ からも協力してまいりたいと思います。ありがとうございました。

教育総務課長

次に、代わりに転入される方ですが、記載の5名の方々となります。来月、改めて御紹介することになろうかと思いますので、私の御紹介はこれで終わらせていただきます。

伊藤教育長

では、改めて、転出される皆さんは、もう一度お立ち下さい。

(転出者起立)

拍手をお願いします。

(拍手)

どうもありがとうございました。それぞれの新しい場所で活躍されることを お祈りしております。

それでは、教育総務課長から、次回の日程についてお願いします

教育総務課長

次回の定例会ですが、4月27日水曜日、午後3時30分から、こちらの大会 議室で開催したいと考えております。よろしくお願いします。

伊藤教育長

次回定例会は、4月27日水曜日、午後3時30分から、ここ大会議室にて開催、との案です。よろしいでしょうか。

各委員(異議なし)

では、次回定例会は、そのように予定いたします。

ここで一旦、休憩といたします。このあとは、秘密会とさせていただきます。 事務局長、教育総務課長、教育指導課長に説明員として出席をお願いします。 そのほかの職員の皆様は、ここで退席ということでよろしくお願いします。 どうもありがとうございました。